



茨城県報

第 2380 号

平成24年4月26日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) 2
- 病院の開設等に関する事前協議の受付 (厚生総務課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
関する法律の規定による医療機関の変更 (福祉指導課) 11
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 12
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 16
- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表 (林業課) 16
- 定款変更の認可 (農村計画課) 20
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 20
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) 20
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課) 21
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (会計管理課) 21
- 土地改良区役員の就退任 (3件) (農林事務所) 21
- 土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (農林事務所) 25

(選挙管理委員会)

- 政治団体の収支に関する報告書の要旨の訂正 (3件) 25

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3件) (生活文化課) 27
- 平成25年度茨城県立産業技術短期大学校訓練生の入学選考 (職業能力開発課) 29
- 基本測量の実施 (用地課) 30
- 基本測量の終了 (用地課) 31
- 公共測量の終了 (用地課) 31
- 開発行為の工事完了 (5件) (建築指導課) 32
- 入札公告 (つくば地域振興課) 32
- 入札公告 (労働政策課) 35

告 示

茨城県告示第519号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2888	映画	おんな浮世絵師	新 東 宝 映 画
2889	映画	SEXカウンセラー 変態めぐり療法	オ ー ピ ー 映 画
2890	映画	お色気女将 みだら開き	オ ー ピ ー 映 画
2891	映画	さみしい未亡人 なぐさめの悶え	オ ー ピ ー 映 画
2892	映画	3D SEX & 禅（原題）3-D SEX AND ZEN : EXTREME ECSTASY	ナインマイルズ （香港）

茨城県告示第520号

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱（平成5年茨城県告示第1243号）第3条の規定に基づく事前協議の指定期間等について、次のとおり定めた。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受付期間

平成24年5月1日から平成24年7月31日まで

2 事前協議を実施する病床種別及び対象地域

(1) 病床種別

療養病床及び一般病床

(2) 対象地域

常陸太田・ひたちなか保健医療圏

3 病床数

事前協議可能な病床数は、茨城県保健医療計画で定める基準病床数から既存病床数を差し引いた病床数（以下「不足病床数」という。）とする。

なお、不足病床数については、随時、茨城県のホームページに公表する。

4 提出場所

(1) 病院の開設又は診療所の病床の設置にあつては、当該病院の開設又は診療所の病床の設置をしようとする市町村を管轄区域とする保健所

(2) 病院の病床の増加若しくは病床の種別の変更（一般病床と療養病床間の変更を除く。）又は診療所の病床の増加にあつては、当該病院又は診療所が立地する市町村を管轄区域とする保健所

5 事前協議の様式

別紙様式のとおり

別紙様式 (病院用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿
(保健所長 殿)

(郵便番号 -)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

病 院 の 開 設 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

病院の開設等の区分	・病院の開設 注 該当するものを○で囲むこと。	・病床数の増加	・病床の種別の変更				
新設又は増床する病床数	一般病床 床	療養病床 床	計 床				
現在開設している病院の概要	1 病院の所在地及び名称						
	2 病床数等						
	区 分	一般	療養	精神	結核	感染症	計
	許可病床 a						
	現 況 b						
	病床利用率 b/a	%	%	%	%	%	%
	注 1 「現況」の項は、原則として過去 1 年間の月末在院患者数の平均を記入すること。 なお、一覧表を添付すること。						
	注 2 「病床利用率」の項は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。						
	3 医師数並びに看護師数、准看護師数及び看護補助者数						
	区 分	標準数 a	現 況 b	充足率 b/a			
医 師 数			%				
看護師数及び 准看護師数			%				
看護補助者数 (療養病 床を有する病院のみ)			%				
注 1 「標準数」欄は、過去 1 年間の月末在院患者数の平均及び 1 日平均通院患者数の平均をもとに人員配置基準についての医療法施行規則第 19 条、第 22 条の 2 若しくは第 43 条の 2、第 49 条、第 52 条、平成 13 年厚生労働省令第 8 号附則第 20 条又は平成 18 年厚生労働省令第 133 号附則第 2 条の各規定に基づき算定した数を記入すること。							
注 2 「充足率」欄は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。							

病院開設等の概要

1 開設又は増床する病床の概要

(1) 用途別病床数

病床の用途	病床数	内 容
計		

注 開設又は増加する病床の用途別の内訳を記入し、その内訳ごとに内容を記入すること。

(例…救急用として一般病床 20床 ICU等)

(2) 名称等 (新規開設の場合のみ記入すること。)

病 院 名		
開設の場所		
診療科目		
管理者	住 所	
	氏 名	

2 必要性

(病院開設又は増床について、地域の実情や貴病院の果たそうとする役割などから、当該用途の病床の必要性を具体的に記入すること。)

施設計画の概要

1 病棟等の新・増改築について

(1) 新・増改築の区分(○で囲むこと。)

(・新病棟の建設 ・既存病棟の増築 ・既存病棟の改修 ・その他…)

(2) 施設設備の概要

構 造 等	造	地上	階	地下	階
延べ床面積	m ²				
病 室 数					
病棟以外の施設					

注 1 新・増改築の建物全体で記入すること。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 「病棟以外の施設」には、病棟整備と併せて診察室、検査室などの整備を行う場合は記入すること。

注 4 建物の平面図を添付すること。

2 病院敷地の状況 (新たに病院敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

面 積	m ²
自己所有, 借地の別	
借地の場合は, 借地契約又は同意書の有無	

注 敷地の平面図及び周辺の見取図を添付すること。

3 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

4 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

医療従事者の状況（変更後の状況を記入すること。）

（開設又は変更許可後の病床数）

一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計

（医師）

標準数 a	従事者数 b	充足率 b/a
		%

（歯科医師）

標準数 a	従事者数 b	充足率 b/a
		%

（薬剤師）

標準数 a	従事者数 b	充足率 b/a
		%

（看護師及び准看護師）

標準数 a	従事者数 b	充足率 b/a
		%

（看護補助者）

標準数 a	従事者数 b	充足率 b/a
		%

（栄養士）

標準数 a	従事者数 b	充足率 b/a
		%

（理学療法士及び作業療法士）

従事者数

注 1 「標準数」欄に記載した「標準数」については、算出表を添付すること。

注 2 「充足率」欄は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

注 3 充足しない場合は、医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

別紙様式 (診療所用)

平成 年 月 日

茨城県知事 殿
(保健所長 殿)

(郵便番号 -)

住 所

氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称)

(電話番号)

印

診 療 所 の 病 床 の 設 置 等 に 係 る 事 前 協 議 書

茨城県保健医療計画に基づく病院の開設等に関する指導要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

診療所の病床 設置等の区分	・病床の設置 (診療所の開設も含む。)		・病床数の増加			
	注 該当するものを○で囲むこと。					
設置予定病床 数	一般病床	床	療養病床	床	計	床
現在開設して いる診療所の 概要	1 診療所の所在地及び名称 2 診療科目 3 管理者の住所及び氏名 4 病床数 5 医師数 ・常 勤 (人) ・非常勤 (人) 6 従事者数 ・看護師及び准看護師数 (人) ・看護補助者数 (人) ・その他の従事者の職種及び人数 (人)					

施設計画の概要 (診療所の開設を含む。)

- 1 診療所の所在地及び名称
- 2 診療科目
- 3 管理者の住所及び氏名
- 4 病床数
- 5 必要性
(病床の設置の必要性について、地域の実情や患者の状況などから具体的に記入すること。)

6 病床の設置基準について

- | | | | |
|----------------|--------|------------------|--|
| (1) 病室定員 | (| 人) | 基準：療養のみ 4 人以内 |
| (2) 1 人当たり病室面積 | (| m ²) | 基準：療養 6.4 m ² 以上，一般 4.3 m ² (個室は 6.3 m ²) 以上 |
| (3) 廊下幅 | 片側居室 (| m) | 基準：療養新設 1.8m以上，一般 (10 床以上) 及び療養既存 1.2m以上 |
| | 両側居室 (| m) | 基準：療養新設 2.7m以上，一般 (10 床以上) 及び療養既存 1.6m以上 |
| (4) 機能訓練室面積 | (| m ²) | 基準：療養のみ |
| (5) 食堂面積 | (| m ²) | 基準：療養患者 1 人当たり 1 m ² 以上 |
| (6) 談話室 | (| m ²) | 基準：療養のみ |
| (7) 浴室 | (| m ²) | 基準：特殊浴槽の有無 (有 ・ 無) ※療養のみ |

注 1 (2)，(3)及び(7)については，該当する方を○で囲むこと。

注 2 「各病室の概要」を別葉で添付すること。

注 3 建物の平面図を添付すること。

施設計画の概要 (診療所の新設を含む。)

7 敷地の状況 (新たに診療所敷地として取得又は賃借等する場合のみ記入すること。)

- (1) 自己所有, 借地の別 (・ 自己所有 ・ 借地)
(2) 借地の場合は, 借地契約又は同意書の有無 (・ 有 ・ 無)

注 敷地の面積, 平面図及び周辺の見取図を添付すること。

8 スケジュールについて

(設計から許可申請, 工事着工及び完成, 運営開始までの予定を記入すること。)

9 概算工事費及び資金計画

(用地取得・建設費等に区分し記入するとともに, その資金計画を記入すること。)

医療従事者の状況（変更後の状況を記入すること。）

（病床設置後の病床数）

療養病床	一般病床	計

（医師）

従事者数

（看護師及び准看護師）

標準数	a	従事者数	b	充足率	b/a
					%

（看護補助者）

標準数	a	従事者数	b	充足率	b/a
					%

注 1 「標準数」欄に記載した「標準数」については、算出表を添付すること。

注 2 「充足率」欄は、小数点以下第 1 位未満を四捨五入すること。

注 3 充足しない場合は、医療従事者の確保の見込みがあることを証明する書類等を添付すること。

茨城県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関コード	指定時の医療機関等の名称	指定時の医療機関等の所在地	業務の種類	指定時の申請（開設）者の名称	（変更事項）変更後の内容	変更年月日
2410470	矢吹整形外科クリニック	守谷市けやき台2-12-18	整形外科	山口 良成	（名称）けやき台整形外科クリニック	平成24年1月1日
1240278	スリースター薬局佐竹南台店	常陸太田市天神林町870-243	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局佐竹南台店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
2540080	スリースター薬局常陸大宮店	常陸大宮市田子内町3034-4	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局常陸大宮店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
0142517	スリースター薬局泉町店	水戸市泉町1-2-4	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局泉町店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
0142533	スリースター薬局千波店	水戸市千波町1234-45	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局千波店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
2140857	スリースター薬局馬渡店	ひたちなか市馬渡3840-7	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局馬渡店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
3340423	スリースター薬局舟石川店	那珂郡東海村舟石川689-6	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局舟石川店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
1440365	スリースター薬局高萩店	高萩市上手綱493-1	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局高萩店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
0241657	スリースター薬局十王店	日立市十王町伊師3448-1	薬局	株式会社テンドーケアジャパン	（名称）茨城調剤薬局十王店	平成24年3月1日
0142814	スリースター薬局見川店	水戸市見川町2131-1815	薬局	株式会社純光	（名称）茨城調剤薬局見川店	平成24年3月1日
2640138	スリースター薬局後台店	那珂市後台3127-47	薬局	株式会社スリースター薬局	（名称）茨城調剤薬局後台店（社名）株式会社日本薬局	平成24年3月1日
828	ベスト整骨院（川股 和博）	稲敷郡河内町生板8898-2	柔道整復	川股 和博	（所在地）千葉県成田市飯田町124-59	平成24年4月10日

茨城県告示第522号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810300061	介護のアリス	土浦市天川2-6 -22 レジデンス MSI-101	有限会社エス・ アイ・ティ	土浦市天川2-24 -7	平成24年 5月1日	同行援護

茨城県告示第523号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条の規定に基づき、次のとおり指定したので、児童福祉法第21条の5の24の規定により告示する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850100066	児童デイサービス事業所 風の子	茨城県水戸市双葉台2-1	特定非営利活動法人 発達支援グループ風の子	茨城県水戸市平須町1828-641	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100074	ドリーム・キッズ	茨城県水戸市住吉町210-1	社会福祉法人 木犀会	茨城県笠間市鯉淵6266-185	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100082	児童デイサービス事業所 ふう	茨城県水戸市青柳町3822-2	アイルマネーマネジメント有限公司	茨城県水戸市青柳町3822-2	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100090	あゆみ園 児童デイサービス事業所	茨城県水戸市酒門町4291-4	社会福祉法人 清香会	茨城県水戸市酒門町4280-2	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100108	水戸市重症心身障害児(者)通園施設あけぼの学園	茨城県水戸市見川5丁目127番地の91	水戸市	茨城県水戸市中央1丁目4-1	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100116	障害児学童保育所きつつきの家	茨城県水戸市堀町227-3	特定非営利活動法人 心身障害児者療育会きつつき会	茨城県水戸市堀町227-3	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100124	勇・遊・友(ゆう・ゆう・ゆう)	茨城県水戸市中丸町210-18	株式会社 東伸託建	茨城県水戸市中丸町210-18	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100132	児童デイサービス ひまわりのお家	茨城県水戸市笠原町1396-3	特定非営利活動法人 子育て支援グループ ひまわりのお家	茨城県水戸市笠原町1396-3	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100140	もちの木キッズ	茨城県水戸市田島町133	社会福祉法人 木犀会	茨城県笠間市鯉淵6266-185	平成24年 4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850100157	スマイル キッズ	茨城県水戸市見和 3丁目568番地3	特定非営利活動 法人 喜友会	茨城県水戸市見和 3丁目568番地3	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850100165	児童デイサービ ス 宙	茨城県水戸市見川 町2563-475	特定非営利活動 法人 宙の会	茨城県水戸市見川 町2563-475	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850100173	児童デイサービ ス いっぽいっ ぽ	茨城県水戸市米沢 町578-3	株式会社 絆の 森	茨城県水戸市松本 町15-6	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850100181	児童デイサービ ス事業所 ファ ン	茨城県水戸市青柳 町3864	有限会社 ファ ン	茨城県水戸市根本 2丁目586-1 オータムリーブス 1-102	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850100199	キッズ・あい・ ランド	茨城県水戸市赤塚 一丁目2010-14	有限会社オフィ スリップ	茨城県水戸市五軒 町3-2-18	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850200015	日立市母子療育 ホーム	茨城県日立市助川 町5-11-1	日立市	茨城県日立市助川 町1丁目1番1号	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850200023	日立市さくらん ぼ学級	茨城県日立市助川 町5-11-2	日立市	茨城県日立市助川 町1丁目1番1号	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850300021	土浦市療育支援 センター児童デ イサービス「つ くし療育ホー ム」	茨城県土浦市上高 津1809	土浦市	茨城県土浦市下高 津1丁目20-35	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850300039	児童デイサービ ス ガルテン・ ガルテン	茨城県土浦市小岩 田東1-1-39	ブルメリア訪問 介護株式会社	茨城県土浦市田中 3丁目8番32号	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850400029	青い鳥 児童デ イサービス	茨城県古河市尾崎 3920	特定非営利活動 法人 はつらつ 会	茨城県古河市尾崎 3920	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850400037	古河市児童デイ サービス事業所	茨城県古河市新久 田271-1	古河市	茨城県古河市下大 野2248	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850700014	障害児デイサー ビス事業あすな ろ教室	茨城県結城市結城 11629-3	社会福祉法人 希望会	茨城県結城市上山 川202	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850800012	りとるミンとの 家	茨城県龍ヶ崎市野 原町1376-3	特定非営利活動 法人 愛in龍ヶ 崎	茨城県龍ヶ崎市根 町3321-12	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850800020	ばれっと	茨城県龍ヶ崎市姫 宮町104番地	特定非営利活動 法人 ユーアン ドアイ	茨城県龍ヶ崎市姫 宮町104番地	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850800038	龍ヶ崎市児童デ イサービスセン ターつぼみ園	茨城県龍ヶ崎市光 順田1736龍ヶ崎市 城南中学校内	龍ヶ崎市	茨城県龍ヶ崎市 3710	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0850800046	あいらんど	茨城県龍ヶ崎市立 野4459-7	株式会社 ハッ ピーナース	千葉県柏市中央町 5-21-302	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0851100016	常総市児童デイ サービスセンタ ー	茨城県常総市森下 町4434-2	常総市	茨城県常総市海 道諏訪町3222-3	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0851200014	指定児童デイサービス事業所「あいあい」	茨城県常陸太田市稲木町33	社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会	茨城県常陸太田市稲木町33	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0851400028	児童デイ・こころ	茨城県高萩市有明町三丁目15番地	特定非営利活動法人 生活支援ネットワーク・介護セブン	茨城県高萩市有明町三丁目15番地	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0851400036	キッズルーム きゅーぶ	茨城県高萩市東本町3-25-1	株式会社 ケーシーエスメディカルワークス	茨城県水戸市谷津町1番40	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0851600015	ひまわりキッズ館	茨城県笠間市鯉淵6266-143	社会福祉法人木犀会	茨城県笠間市鯉淵6266-185	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0851700021	取手市立こども発達センター	茨城県取手市高須2151番地	社会福祉法人取手市社会福祉協議会	茨城県取手市寺田5144-3	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0851900019	牛久市こども発達支援センターのぞみ園	茨城県牛久市柏田町3047-19	牛久市	茨城県牛久市中央3-15-1	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000033	つくば市障害者センター桜	茨城県つくば市梅園1-2-1	つくば市	茨城県つくば市莉間2530番地2(研究学園D32街区2画地)	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000041	つくば市障害者センター豊里	茨城県つくば市手生子35-1-1	つくば市	茨城県つくば市莉間2530番地2(研究学園D32街区2画地)	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000058	つくば市障害者センター茎崎	茨城県つくば市下岩崎2068	つくば市	茨城県つくば市莉間2530番地2(研究学園D32街区2画地)	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000066	おひさまひろば	茨城県つくば市大曾根2920堀井テナントII1F	特定非営利活動法人 につこりの森	茨城県つくば市大曾根2920番地堀井テナントII2F	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000074	アライズ たいよう	茨城県つくば市榎戸433-4	アイルマネーマネジメント有限公司	茨城県水戸市青柳町3822-2	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000082	キッズハウスえくぼ つくば	茨城県つくば市東光台2-10-6	有限会社 えくぼ	茨城県那珂市菅谷6247	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852000090	にじのひろば	茨城県つくば市大曾根2947-7	特定非営利活動法人 につこりの森	茨城県つくば市大曾根2920番地堀井テナントII2F	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0850100207	キッズスペースキララ	茨城県水戸市姫子2-695-1	アイルマネーマネジメント有限公司	茨城県水戸市青柳町3822-2	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852100015	デイホームはっぴい	茨城県ひたちなか市津田2031-489	特定非営利活動法人 生活支援ネットワークこもれび	茨城県ひたちなか市津田2031-797	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852100023	かしの木 平磯	茨城県ひたちなか市平磯町1563番地21	社会福祉法人やまびこの里福祉会	茨城県東茨城郡城里町小勝字大藤1780番地22	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852100031	キッズハウスえくぼ ひたちなか	茨城県ひたちなか市足崎字高野前1307-1	有限会社 えくぼ	茨城県那珂市菅谷6247	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852100049	児童デイサービス さくらんぼ	茨城県ひたちなか市高野600-2	株式会社さくらんぼ	茨城県ひたちなか市高野600-2	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852200013	鹿嶋市総合福祉センター	茨城県鹿嶋市平井1350-45	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市平井1187-1	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852300029	特定非営利活動法人ふれあい潮来 デイホームきらきら	茨城県潮来市日の出3-6-3	特定非営利活動法人 ふれあい潮来	茨城県潮来市日の出3-6-3	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852400019	守谷市こども療育教室	茨城県守谷市板戸井1977-2	守谷市	茨城県守谷市大柏950-1	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852600014	キッズハウスえくぼ	茨城県那珂市菅谷5367	有限会社 えくぼ	茨城県那珂市菅谷6247	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852600022	児童デイサービス キッズハウス どんぐり	茨城県那珂市菅谷4384-1	株式会社 フレーズ	茨城県那珂市菅谷4384-1	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852600030	トイロの虹	茨城県那珂市後台2119-3	株式会社エイト	茨城県那珂市後台2119-3	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852600048	ぎふう工房	茨城県那珂市菅谷3135-2	特定非営利活動法人 ぼこりつと	茨城県那珂市中台566番地45	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852700020	あゆみ児童デイケアセンター	茨城県稲敷市蒲ヶ山655	特定非営利活動法人 あゆみ	茨城県稲敷市蒲ヶ山655(2階)	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852700038	指定障害児童デイサービス事業所ひまわり園	茨城県筑西市岡芹2087	社会福祉法人紫泉福祉会	茨城県筑西市岡芹2086	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852700046	デイサービスセンターそだち	茨城県筑西市茂田1740	社会福祉法人慶育会	茨城県筑西市茂田1740	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852800010	児童デイサービス事業所「ひまわり」	茨城県かすみがうら市下稲吉2897	特定非営利活動法人 メロディハウス	茨城県かすみがうら市下稲吉2897番地	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852900018	神栖市児童デイサービスセンター なのはな	茨城県神栖市土合本町3丁目9809番地158	神栖市	茨城県神栖市溝口4991-5	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0852900026	神栖市児童デイサービスセンター つくしんぼ	茨城県神栖市大野原中央3丁目4番21号	神栖市	茨城県神栖市溝口4991-5	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0853300028	東海村総合福祉センター障害者センター	茨城県那珂郡東海村村松2005	東海村	茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0853800019	コナン・キッズ	茨城県稲敷郡美浦村木原渡戸626-2	社会福祉法人木犀会	茨城県笠間市鯉淵6266-185	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス
0854200011	あじさい寮	茨城県結城郡八千代町平塚4799-1	社会福祉法人共生社	茨城県古河市鴻巣1179	平成24年4月1日	児童発達支援事業放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0854300019	プーさんの家	茨城県猿島郡境町 蛇池409	特定非営利活動 法人 メダカの 会	茨城県猿島郡境町 蛇池409	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0857200018	チャイルドハウ スひまわり	茨城県銚田市野友 2008-3	社会福祉法人 美成福祉会	茨城県銚田市野友 2009-2	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0857200026	エンゼルハウス ひまわり	茨城県銚田市串挽 1381-2	社会福祉法人 美成福祉会	茨城県銚田市野友 2009-2	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス
0857300016	児童デイサービ ス ケアワーカ ーズいぶき	茨城県つくばみら い市古川840	合同会社ケアワ ーカーズ	茨城県つくばみら い市古川840	平成24年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス

茨城県告示第524号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーレックス古河店

古河市東牛谷508-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成23年12月22日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ワンダーグー総和店

（変更後）ワンダーレックス古河店

(3) 届出年月日

平成23年12月12日

2 市町村の意見

なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第525号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第4号の命令をしよう

するので、その内容となる事項を同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の 1 の(1)のア及び 2 の(1)のアに掲げる区域内において森林又は樹木を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から 2 週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成24年 4 月 26 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 航空機を利用して行う薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区域

那珂市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡東海村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県央農林事務所、茨城県鹿行農林事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

イ 期間

平成24年 5 月 28 日から平成24年 7 月 20 日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

ア (3)に掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する農林事務所の長に松くい虫防除実施届出書(別記様式)を提出すること。ただし、ウにより損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書(茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項(昭和52年茨城県告示第1258号)様式第1号又は第2号)を、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する農林事務所の長に提出すること。この場合において、当該農林事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が(3)に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付するものであること。

エ 知事は、(3)に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、(1)のイに掲げる期間内に(3)に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

オ 知事は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を越えるときは、その越える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

2 地上からの薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区域

北茨城市, 日立市, 那珂市, 鉾田市, 鹿嶋市, 神栖市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し, その関係書類を茨城県農林水産部林業課, 茨城県県北農林事務所, 茨城県県央農林事務所, 茨城県鹿行農林事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。)

イ 期間

平成24年5月28日から平成24年7月20日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け, 又は受けるおそれがある樹木を所有し, 又は管理する者は, 当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて, (3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し, (1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

1の(5)のアからオまでと同様とする。

別記様式

年 月 日

松くい虫防除実施届出書

茨城県 農林事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積 ヘクタール	樹 木 本 数 本	樹 木 の 材 積 立方メートル		
実施区域又は場所	実 施 期 間 月 日から 月 日まで	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
		人件費	人	円	円
		薬剤費		円	円
		その他		円	円
		計		円	円

茨城県告示第526号

一の瀬土地改良区から平成24年4月5日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年4月17日認可した。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡城里町大字徳蔵字大谷原484番1地先から 東茨城郡城里町大字徳蔵字大谷原715番1地先まで	旧 (A)	最大 4.0 最小 4.0	133	迂回路設置
	(A)	最大 4.0 最小 4.0	133	
	新 (B)	最大 7.5 最小 5.0	148	

茨城県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 下桧沢上小瀬線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市大字上小瀬字塙2538番1地先から
常陸大宮市大字上小瀬字塙5440番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月26日

茨城県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成24年4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 行方市山田1016番1地先から
行方市山田1064番地先まで
行方市山田825番1地先から
銚田市札120番1地先まで
銚田市札114番1地先から
銚田市札1387番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年4月26日

茨城県告示第530号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成23年4月17日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
桜川市水戸210番地
有限会社 茨城内外食品 代表取締役 木村 順
（売りさばき所：桜川市水戸210番地）

茨城県告示第531号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成24年4月18日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
千葉県船橋市高瀬町21番1
内外食品株式会社
代表取締役 木村 順
（売りさばき所：桜川市水戸210番地）

茨城県告示第532号

かすみがうら市牛渡365番地に事務所を置く出島東部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年4月26日

茨城県南農林事務所長 山 根 隆 重

- 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小松崎 正 衛	かすみがうら市田伏748番地
〃	樽 見 志 朗	〃 〃 756番地
〃	市 村 小太郎	〃 〃 3424番地
〃	服 部 信一郎	〃 〃 2790番地
〃	宮 本 光 吉	〃 安食3621番地 2
〃	宮 本 一	〃 〃 3091番地
〃	山 崎 裕 司	〃 下軽部370番地
〃	宇津木 仁 一	〃 岩坪1664番地
〃	中 島 正	〃 柏崎774番地 1
〃	齊 藤 守	〃 安食817番地
〃	郡 司 一 郎	〃 〃 1860番地
〃	藤 井 秀 夫	〃 〃 887番地
〃	山 口 昭 治	〃 上軽部132番地
〃	桂 木 庸 雄	〃 宍倉774番地
〃	高 田 茂	〃 〃 3263番地 2
〃	小松崎 恒	石岡市井関2209番地
〃	小松崎 正	〃 〃 2478番地
監 事	服 部 淳一郎	かすみがうら市田伏2267番地
〃	岡 田 邦 雄	〃 柏崎821番地
〃	鈴 木 芳 雄	〃 宍倉368番地
〃	小松崎 敬 晴	石岡市井関2236番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小松崎 正 衛	かすみがうら市田伏748番地
〃	樽 見 志 朗	〃 〃 756番地
〃	小 野 清 志	〃 〃 2288番地
〃	服 部 俊 夫	〃 〃 2790番地
〃	宮 本 光 吉	〃 安食3621番地 2
〃	宮 本 一	〃 〃 3091番地
〃	山 崎 裕 司	〃 下軽部370番地
〃	宇津木 仁 一	〃 岩坪1664番地
〃	中 嶋 卓	〃 柏崎728番地
〃	齊 藤 守	〃 安食817番地
〃	郡 司 一 郎	〃 〃 1860番地
〃	藤 井 秀 夫	〃 〃 887番地
〃	山 口 昭 治	〃 上軽部132番地
〃	桂 木 庸 雄	〃 宍倉774番地
〃	高 田 茂	〃 〃 3263番地 2

職 名	氏 名	住 所
理 事	小松崎 章	石岡市井関2217番地
〃	小松崎 正 英	〃 〃 2478番地
監 事	小松崎 敬 晴	石岡市井関2236番地
〃	岡 田 邦 雄	かすみがうら市柏崎821番地
〃	眞 家 昌 之	〃 宍倉177番地 3
〃	市 村 小太郎	〃 田伏3424番地

茨城県告示第533号

かすみがうら市牛渡365番地に事務所を置く霞ヶ浦土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年 4 月26日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	萩 原 敬	かすみがうら市南根本706番地
〃	池 田 有 宏	土浦市菅谷町1641番地 1
〃	小 室 勲	かすみがうら市西成井1107番地 2
〃	田 中 博 昭	〃 宍倉6165番地85
〃	浅 野 一 男	〃 〃 6188番地49
〃	下 平 好 美	〃 〃 6194番地67
〃	古 渡 浩	〃 〃 1543番地
〃	富 山 勝 登	〃 〃 4875番地
監 事	塩 田 栄	かすみがうら市戸崎2580番地
〃	平 野 享	〃 宍倉6302番地
〃	古 渡 勝 樹	〃 〃 2587番地
〃	小 林 正 一	〃 〃 5453番地 4

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	萩 原 敬	かすみがうら市南根本706番地
〃	古 渡 浩	〃 宍倉1543番地
〃	平 野 享	〃 宍倉6302番地
〃	浅 野 一 男	〃 〃 6188番地49
〃	下 平 好 美	〃 〃 6194番地67
〃	郡 司 宣 雄	〃 岩坪1666番地 2
〃	大久保 晃	〃 宍倉4279番地ヌ
〃	中 川 セ ッ	土浦市神立町664番地 1
〃	池 田 有 宏	〃 菅谷町1641番地 1
監 事	塩 田 栄	かすみがうら市戸崎2580番地

職 名	氏 名	住 所
監 事	古 渡 勝 樹	かすみがうら市宍倉2587番地
〃	田 中 博 昭	〃 〃 6165番地85
〃	小 林 正 一	〃 〃 5453番地 4

茨城県告示第534号

銚田市に事務所を置く銚田南部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年 4 月26日

茨城県鹿行農林事務所長 小 林 達 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 陽	銚田市烟田1494番地
〃	大 貫 政 好	〃 柏熊594番地
〃	岡 本 保 幸	〃 安塚539番地
〃	郡 司 陽 教	〃 〃 615番地
〃	高 柳 勝 則	〃 〃 644番地 1
〃	遠 嶺 照 夫	〃 烟田869番地
〃	井 川 信 義	〃 〃 808番地
〃	米 川 清 一	〃 〃 1978番地 1
〃	小松崎 一 男	〃 大竹45番地
〃	遠 峰 良 蔵	〃 〃 685番地
〃	遠 峰 重 吉	〃 〃 963番地
〃	堺 堀 和 夫	〃 白塚162番地
〃	堺 堀 庄 一	〃 〃 379番地
〃	米 川 久	〃 柏熊707番地
〃	白 井 徳 一	〃 安房1942番地
〃	青 野 稔 夫	〃 塔ヶ崎374番地
〃	深 作 界	〃 串挽94番地
〃	郡 司 松 六	〃 〃 236番地 1
〃	石 崎 征 機	〃 湯坪63番地
監 事	槐 和 夫	銚田市串挽317番地 3
〃	井 川 貞 雄	〃 安塚656番地
〃	城 田 初 男	〃 烟田1465番地 2

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 陽	銚田市烟田1494番地
〃	大 貫 政 好	〃 柏熊594番地
〃	岡 本 保 幸	〃 安塚539番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 陽 教	銚田市安塚615番地
〃	小 室 賢 一	〃 〃 681番地
〃	高 野 泰 平	〃 烟田2194番地
〃	鬼 澤 弘 樹	〃 〃 797番地 1
〃	米 川 清 一	〃 〃 1978番地 1
〃	小松崎 一 男	〃 大竹45番地
〃	遠 峰 良 蔵	〃 〃 685番地
〃	遠 峰 重 吉	〃 〃 963番地
〃	堺 堀 和 夫	〃 白塚162番地
〃	堺 堀 庄 一	〃 〃 379番地
〃	米 川 久	〃 柏熊707番地
〃	田 山 敏 雄	〃 安房1641番地 3
〃	青 野 稔 夫	〃 塔ヶ崎374番地
〃	槐 和 夫	〃 串挽317番地 3
〃	郡 司 松 六	〃 〃 236番地 1
〃	石 崎 文 一	〃 湯坪124番地
監 事	郡 司 良 治	銚田市串挽303番地 1
〃	井 川 貞 雄	〃 安塚656番地
〃	城 田 初 男	〃 烟田1465番地 2

茨城県告示第535号

清算法人大塚土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年4月26日

茨城県北農林事務所長 高 橋 敏 夫

就 任

氏 名	住 所
竹 内 一 二	北茨城市磯原町大塚115番地
小 室 隆 二	〃 〃 〃 95番地の7
高 星 光 雄	〃 〃 〃 249番地の1
大 竹 利 夫	〃 〃 〃 292番地
高 星 輝	〃 〃 〃 633番地の2
飛 田 啓 壽	〃 〃 〃 6番地
芳 賀 幹 夫	〃 中郷町石岡106番地の2

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、野

村眞実後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成21年茨城県選挙管理委員会告示第98号）の一部を次のように訂正する。

平成24年4月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

平成20年分政治団体の収支報告書の要旨(3)その他の政治団体の部③資産等の内訳中

「 ○ 狩野岳也後援会

建 物

(所 在)	(床面積)	(取得の価格)	(取得年月日)	を
かすみがうら市下稲田	40㎡	1,600,000円	平成18年11月22日	」

「 ○ 狩野岳也後援会

建 物

(所 在)	(床面積)	(取得の価格)	(取得年月日)	に
かすみがうら市下稲田	40㎡	1,600,000円	平成18年11月22日	」

○ 野村眞実後援会

借入金

(借入先)	(借入残高)	」
野村 眞実	2,950,000円	」

改める。

茨城県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、野村眞実後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成22年茨城県選挙管理委員会告示第115号）の一部を次のように訂正する。

平成24年4月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

平成21年分政治団体の収支に関する報告書の要旨(3)その他の政治団体の部③資産等の内訳中

「 ○ 狩野岳也後援会

建 物

(所 在)	(床面積)	(取得の価格)	(取得年月日)	を
かすみがうら市	40㎡	1,600,000円	平成18年11月22日	」

「 ○ 狩野岳也後援会

建 物

(所 在)	(床面積)	(取得の価格)	(取得年月日)	に
かすみがうら市	40㎡	1,600,000円	平成18年11月22日	」

○ 野村眞実後援会

借入金

(借入先)	(借入残高)	」
野村 眞実	3,150,000円	」

改める。

●茨城県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、野村眞実後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成23年茨城県選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように訂正する。

平成24年4月26日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

平成22年分政治団体の収支に関する報告書の要旨(3)その他の政治団体の部③資産等の内訳中

「 ○ 幸福実現党水戸後援会

借入金

(借入先)	(借入残高)	を
宗教法人幸福の科学	9,230,000円	」

「 ○ 幸福実現党水戸後援会

借入金

(借入先)	(借入残高)	に
宗教法人幸福の科学	9,230,000円	」

○ 野村眞実後援会

借入金

(借入先)	(借入残高)	」
野村 眞実	3,150,000円	」

改める。

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年6月11日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成24年4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 広栄会

3 代表者の氏名

植田 紀子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市城東2丁目2番13-401号

5 定款に記載された目的

この法人は、産業・福祉・教育などあらゆる社会の領域において社会福祉支援活動に取り組み、暮らしよい町の実現に向け福祉と経済の調和、地域振興、社会福祉支援システムの構築をし、普及活動及びそのための人材を育成し、障害者等の権利の擁護・労働の確保等に関する事業を行い、産業・福祉・教育の推進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年6月18日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成24年4月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ネイチャークラブ にいはり

3 代表者の氏名

立川 周二

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市桜町4丁目5番地15

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮す人々と共に、荒廃した里地里山の自然再生を推進し、持続可能な生物多様性の森を蘇らせ、環境保全に努め、市民の憩いの場を造ると同時に子供達の健全育成などにも努め、地域環境全体にも目を向け、エコロジー、リサイクル及び天文教育など、幅広い環境教育を推進する活動に関する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成24年6月12日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成24年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 FSUN HPB つくば総合研究所

(設立認証：平成13年 8 月29日， 設立：平成13年 9 月10日)

3 代表者の氏名

菅原 俊

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市高野台 2 丁目15番23号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して薬物乱用の防止に関する事業及び健康に関する情報提供を行うとともに、保健、医療、福祉の増進に関する調査研究並びに企画立案を行い、地域社会における健康増進を図り公益の増進に寄与することを目的とする。

●平成25年度 茨城県立産業技術短期大学校訓練生の入学選考

茨城県立産業技術短期大学校訓練生の入学者選考試験について、次のとおり実施する。

平成24年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科，学生の定員及び訓練期間

訓練科名	定員 (人)	訓練期間	訓練開始月
情報通信科	20	2 年	4 月
情報処理科	20	2 年	4 月

2 受付及び選考場所

産業技術短期大学校 (〒311-1131 水戸市下大野町6342 TEL 029-269-5500)

3 選考方法

(1) 推薦入学者選考試験

項 目	内 容
応 募 資 格 高等学校長・中等教育 学 校 長 推 薦	学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を平成24年度に卒業又は卒業見込みの者で、次のいずれにも該当する者 ①高等学校長又は中等教育学校長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任を持って推薦する者 ②本校の入学を専ら志願し、合格した場合入学することを確約できる者 ③次のいずれかに該当する者 ・調査書の全体の評定平均値が3.0以上である者 ・基本情報技術者試験に合格している者
特 別 推 薦	学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次のいずれかに該当する者 ①事業主推薦 茨城県内の事業所に勤務する者（内定者を含む）で、かつ概ね35歳以下の者 ②大学・短期大学等学長（校長）推薦 次のいずれかの学校等を平成25年 3 月に卒業見込みの者 ・大学，短期大学又は高等専門学校 ・専修学校の専門課程 ・大学校，短期大学校，又は上記に準ずる学校等 ③高等学校等既卒者自己推薦

		平成25年4月1日現在において19歳以上かつ、概ね35歳以下の者で、本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者												
	身体障害者自己推薦	学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業（見込みの者を含む）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次のいずれにも該当する者 ①短期大学校での訓練を受けるに当たって他の者の介助、又は特別な支援を必要としない者 ②本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者で、年齢が概ね35歳以下の者												
選 考 試 験	高等学校長・中等教育学校長推薦	・受付期間 平成24年9月3日（月）～平成24年9月28日（金） ・選考日 平成24年10月5日（金） ・合格発表 平成24年10月12日（金） ・選考内容 数学Ⅰおよび数学A、面接												
	特別推薦	・選考日程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>9月3日(月)～9月21日(金)</td> <td>9月28日(金)</td> <td>10月5日(金)</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>10月1日(月)～10月19日(金)</td> <td>10月26日(金)</td> <td>11月2日(金)</td> </tr> </tbody> </table>	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	9月3日(月)～9月21日(金)	9月28日(金)	10月5日(金)	後期日程	10月1日(月)～10月19日(金)	10月26日(金)	11月2日(金)
	日程区分	受付期間	選考日	合格発表										
前期日程	9月3日(月)～9月21日(金)	9月28日(金)	10月5日(金)											
後期日程	10月1日(月)～10月19日(金)	10月26日(金)	11月2日(金)											
身体障害者自己推薦	・選考内容 適性検査、面接													
備 考		・推薦入学者選考試験で選考にもれた者は、新たに手続きをして一般入学者選考試験に応募することができる。 ・推薦入学者選考試験を複数回受験することはできない。												

(2) 一般入学者選考試験

項 目	内 容																
応 募 資 格	(1) 高等学校等新卒者対象 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を平成24年度に卒業又は卒業見込みの者 (2) 高等学校等既卒者対象 ①学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を平成23年度までに卒業した者で概ね35歳以下の者 ②学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者で、概ね35歳以下の者																
選 考 日 程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日程区分</th> <th>受付期間</th> <th>選考日</th> <th>合格発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期日程</td> <td>11月5日(月)～11月30日(金)</td> <td>12月7日(金)</td> <td>12月14日(金)</td> </tr> <tr> <td>中期日程</td> <td>平成25年 1月4日(金)～1月29日(火)</td> <td>平成25年 2月5日(火)</td> <td>平成25年 2月12日(火)</td> </tr> <tr> <td>後期日程</td> <td>平成25年 2月28日(木)～3月21日(木)</td> <td>平成25年 3月25日(月)</td> <td>平成25年 3月27日(水)</td> </tr> </tbody> </table>	日程区分	受付期間	選考日	合格発表	前期日程	11月5日(月)～11月30日(金)	12月7日(金)	12月14日(金)	中期日程	平成25年 1月4日(金)～1月29日(火)	平成25年 2月5日(火)	平成25年 2月12日(火)	後期日程	平成25年 2月28日(木)～3月21日(木)	平成25年 3月25日(月)	平成25年 3月27日(水)
日程区分	受付期間	選考日	合格発表														
前期日程	11月5日(月)～11月30日(金)	12月7日(金)	12月14日(金)														
中期日程	平成25年 1月4日(金)～1月29日(火)	平成25年 2月5日(火)	平成25年 2月12日(火)														
後期日程	平成25年 2月28日(木)～3月21日(木)	平成25年 3月25日(月)	平成25年 3月27日(水)														
選 考 内 容	・数学Ⅰおよび数学A、英語Ⅰ ・面接																
備 考	・一般入学者選考試験は複数回受験することができる。 ・後期日程は実施しない場合がある。																

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法

第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 3 作業期間 平成24年5月14日から平成25年2月22日まで
- 4 作業地域 日立市，古河市，高萩市，つくばみらい市

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 3 作業終了日 平成24年3月31日
- 4 作業地域 茨城県全域

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（復旧・復興補助基準点に伴う基準点改測）
- 3 作業終了日 平成24年3月30日
- 4 作業地域 高萩市，北茨城市，鹿嶋市，潮来市，神栖市，鉾田市，東茨城郡大洗町

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 公共測量（復旧・復興補助基準点測量）
- 3 作業終了日 平成24年3月30日
- 4 作業地域 日立市，高萩市，北茨城市，鹿嶋市，潮来市，神栖市，鉾田市，東茨城郡大洗町

- 1 測量機関 鹿嶋市
- 2 作業種類 公共測量（2級基準点測量（改測））
- 3 作業終了日 平成24年3月23日
- 4 作業地域 鹿嶋市大字棚木，中，津賀，武井，和，鉾形，粟生，宮中，佐田，光，平井地内

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字五反畑1427番6

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字足崎1458番地517(グランコート西原A棟201号)

桑 原 秀 勝

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字白根161番8

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松1463番地1(ロイヤルヴィレッジ21 C棟102号)

川野辺 康 弘, 川野辺 真 紀

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字豊岡字石橋1821番2, 同番7, 1822番2

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市大字稲田1461番地3(ロイヤルクレールE棟101号)

永 井 雅 己, 永 井 美由紀

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字豊岡字宮脇1614番4, 同番12

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村東海一丁目15番1-303号(川崎マンション)

狩 野 浩 二

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字遠間616番5

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場616番地4

特定非営利活動法人 ドリームたんぼぼ 代表 中 村 朋 子

●入札公告

保留地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成24年4月26日

研究学園都市計画事業

上河原崎・中西特定土地区画整理事業

施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 売払物件 (土地)

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
上河原崎・中西特定土地区画整理事業地区内 C35街区③画地	土地	宅地	1,221.80㎡

※ 対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する「保留地」である。

※ 用途地域は、近隣商業地域（建ぺい率80パーセント、容積率200パーセント）である。

2 予定価格 (最低売却価格)

81,371,000円

3 土地の用途

商業・業務施設（共同住宅、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第5号に規定する暴力団事務所及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（第8号を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、勝馬投票券発売所その他これらに類するものの用に供するものを除く。）

4 入札参加者の資格

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 上記3に規定する商業・業務施設（以下「施設」という。）の建設及び運営に係る事業を営む者又は営む予定がある者であること。

イ 土地の引渡しの日から3年以内に、本件土地又は本件土地と本件土地に隣接する土地とを一団の土地として一体的な土地利用をする場合にあっては当該一団の土地において、「上河原崎・中西地区商業・業務用地分譲に係る一般競争入札説明書」の「Ⅳ 設計指針」及び各種法令等に適合した施設の建設及び自ら行う営業を開始すること、又は第三者に営業を開始させることができる者であること。また、それらの営業が継続するものであること。

ウ 研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成16年茨城県規則第82号。以下「保留地処分規則」という。）第10条第1号に規定する入札に係る契約を締結する能力を有しない者、同条第2号に規定する破産者で復権を得ない者等でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は次に掲げる者でないこと。

(ア) 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

(イ) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 県税を滞納していないこと。

ク 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

ケ 保留地処分規則第10条第3号及び第4号に規定する者でないこと。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、全ての構成員が(1)の要件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

ア 茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課
茨城県水戸市笠原町978番6

イ 茨城県土浦土木事務所つくば支所
茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

(2) 入札説明書の配布期間

平成24年5月2日（水）から15日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（5月15日は午後4時まで）。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札への参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成24年5月14日（月）及び15日（火）

イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ 提出場所 茨城県土浦土木事務所つくば支所
茨城県つくば市島名2335番地（ウインズヒル2階）

6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年5月16日（水） 午前10時	水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟1階 入札室1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成24年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 担当部局

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1丁目7-41

茨城県商工労働部労働政策課 いばらき就職支援センター（担当 鈴木）

電 話 029-233-1576

F A X 029-221-6031

2 入札に付する事項

(1) 調達する借入物品の名称及び数量

いばらき就職支援センター 就職支援システム 一式

(2) 調達する借入物品

仕様書のとおり

(3) 賃貸借の期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日までとする。

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類19（リース・レンタル）の小分類1（OA機器）に登録がされていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875（直通）

- (4) 本公告に示した調達に係る借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 本調達と同種の業務受託の実績があること。
- (6) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 仕様書の「受託者に関する要件」を満たしている者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出，入札及び通知の方法

この調達は，資料の提出，入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム

URL：<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお，電子調達システムによりがたいものは，1の担当部局の承認を得て紙入札方式に変えるものとする。紙入札の承諾に関しては，1の担当部局に承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

契約担当課

ア 期間

入札公告の日から平成24年5月14日（月）までの午前9時から午後5時まで。ただし，茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県水戸市三の丸1丁目7-41 いばらき就職支援センター

6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書，仕様書等に対する質問がある場合は，次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から平成24年5月8日（火）午後5時までとし，これ以降に到着したものについては回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

1の担当部局

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし，紙入札により参加の場合は，ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は，次のとおりとする。

ア 日時

平成24年5月14日（月）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし，紙入札により参加の場合は，ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は，次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法，郵便又は

持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(3)～(7)を証明する書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

平成24年5月15日（火）正午まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、1メガバイトを超える添付書類については、郵送又は持参による提出を認める。

また、紙入札により参加する場合には、郵便又は郵送により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

1の担当部局に同じ

(4) 受付通知及び結果通知

ア 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知を発行する。

イ 発注者は、入札参加資格の合格・不合格について審査し、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の質問に対する回答を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを利用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、1の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、「入札書在中」と朱書きし、開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に105分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出等

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年6月5日（火）午後5時00分までにシステムのファイルへ記録すること。なお、郵送又は持参の場合は、上記日時までに上記1の担当部局に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所

いばらき就職支援センター内

イ 日時

平成24年6月6日（水）午後3時00分

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、1の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

16 詳細は入札説明書による。

17 その他

- (1) この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和22年法律第69号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削減があった場合は、茨城県はこの契約を解除できるものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of services/products to be required:
Lease of system for employment support service - 1 set
- (2) Time limit for tender: 5:00 PM 29 May 2012
- (3) Contact point for the notice:
Labor Affairs Division (Ibaraki Employment Support Center),
Ibaraki Prefectural Government
1-7-41 Sannomaru, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-0841, Japan
TEL 029-233-1576

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)